

②機構認定研修プログラム修了（見込）者以外の 機構専門医新規申請について

【概要】

本来、機構専門医新規申請は機構認定研修プログラム修了者のみが対象となっておりますが、必要な要件を満たせば、機構認定研修プログラムを修了せずに機構専門医新規申請を行っていただく事が可能となりました。

対象者は以下の通りです。状況に応じて要件が異なりますので、ご自身の状況に当てはまるリンク先をご確認ください。

【申請対象者】

②-1	原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、 かつこれまで学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無い方 以下のリンク先をご確認ください。 ◆②-1 学会専門医制度廃止に伴う 2024 年度以降の機構専門医新規申請について (PDF)
-----	--

※学会専門医新規申請を行ったことがない方は、機構認定研修プログラム修了（見込）者の機構専門医新規申請を行ってください。（機構認定研修プログラム修了必須）

（2024/9/9 改定）機構認定研修プログラムに入り直さなくても、申請可能とする救済措置制度が設けられました。詳細は「[②-3 学会専門医新規申請履歴がない方の今後の機構専門医新規申請に関する救済措置について](#)」をご確認ください。

②-2	以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、もしくは機構専門医資格喪失者 ■学会専門医資格喪失者 ・機構専門医の初回移行更新申請の手続きを行わずに喪失した方 ・機構専門医の初回移行更新申請の結果、資格を喪失し、機構専門医再認定申請が可能な期間を超過した方 ■機構専門医資格喪失者 ・機構専門医資格喪失後 5 年以上超過した方（喪失後11年目以降は検討中） 以下のリンク先をご確認ください。 ◆②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について (PDF)
-----	--

②-3	<2024 年 9 月 9 日追加> 過去に学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無く、学会専門医新規申請履歴が無い方 以下のリンク先をご確認ください。 ◆②-3 学会専門医新規申請履歴がない方の今後の機構専門医新規申請に関する救済措置について (PDF)
-----	--